改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、

土地

山口県告示第二百六十七号

П

県営長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)の換地処分(農村整備課)......五土地改良区役員の届出(農村整備課)......四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)...... 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産振興課)...... 平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)....... 平成二十三年クリーニング師試験の実施 (生活衛生課).......

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

Щ

○公安委告示

○漁調委告示

教習指導員審査の実施....

技能検定員審査の実施......

漁業法第六十七条第一項の規定による指示.

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)......

目

毎週火・金曜日発行

6月24日

平成二十三年六月二十四日

平成 23 年 (金曜日)

土地改良区の名称

平成||三、

六 日

— 七

認 可

年

山口県知事

<u>_</u>

井

関

成

小野田市後潟土地改良区

宇部市大山花香土地改良区

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)......ー により、次のとおり事業の認定をした。 山口県告示第二百六十八号 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 岩国市 平成二十三年六月二十四日

以下「法」という。)第二十条の規定

山口県知事

井

関

成

起業者の名称

事業の種類

川下運動広場整備事業

\equiv 起業地

兀

収用の部分 岩国市旭町三丁目地内

使用の部分

七五

事業の認定をした理由

法第二十条第一号関係

八

川下運動広場整備事業 (以下「本件事業」という。) は、 法第三条第三十二号に

ら、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。 掲げる施設に関するものである。 法第二十条第二号関係 本件事業の起業者である岩国市は、 一般会計により予算措置を講じていることか

法第二十条第三号関係

保が図られることである。 供する広場を整備することにより、地域住民の快適で安らぎのある生活環境の確 本件事業の施行により得られる利益は、スポーツ又はレクリエーションの用に

本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設 (以下「本件施

報

に与える影響は軽微なものであると考えられる。別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境かし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。し

- 三案について比較検討した上で選定されている。ワー本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、
- ると認められる。 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ
- するものであると認められる。
 オー以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与

四 法第二十条第四号関係

ると認められる。き事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであより地域住民の快適で安らぎのある生活環境の確保を図るため早急に実施されるベより地域住民の快適で安らぎのある生活環境の確保を図るため早急に実施されるベ本件事業は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場を整備することに本件事業は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場を整備することに

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市都市建設部都市計画課

山口県告示第二百六十九号

П

Щ

おり自動車専用道路を指定する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のと

において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二 井 関

成

山口宇 部線道	路線名
同市佐山字傍示郷二四の一地先まで山口市朝田字上山手八二九の一地先から	区間
一四、〇三六・五	(メートル) 延 長
二十五日 平成二十三年六月	指定の期日



(一九〇) 平成二十三年クリーニング師試験の実施

二十三年クリーニング師試験を次のとおり実施します。(クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二 井

関成

試験の日時及び場所

日時

平成二十三年九月十一日 (日曜日) 午前十一時から

造場所

山口市吉敷下東三丁目一番

二号

山口県総合保健会館

一 試験の内容

- 1 衛生法規に関する知識学科試験
- 2 公衆衛生に関する知識
- 洗濯物の処理に関する知識

技能試験

- → 洗濯物の処理に関する知識
- ① 薬品の鑑別
- (2) 繊維の識別
- (3) 絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ (木綿一〇〇パーセントのもの) のアイロン仕上げ

三 受験資格

り同条に規定する者とみなされる者を含む。)グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定によ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニン

四 受験願書の受付期間

平成二十三年七月二十五日 (月曜日) から同年八月十二日 (金曜日) まで (郵送の

受験願書等の提出先場合は、八月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

県内に居住する者

県小二号主する旨 住所地を所管する保健所

県外に居住する者

山口県環境生活部生活衛生課山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

提出書類

履歴書

三 受験資格があることを証明する書類

のとする。) 写真 (手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のも

ハー合格者の発表

受験手数料

には、消印をしないこと。 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙

を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成二十三年九月二十七日(火曜日)とし、合格者の受験番号

旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその〔〕 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

ハ その他

十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。ニング師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリー① 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口

(一九一) 平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二 井

関成

試験の日時

平成二十三年十一月二十日 (日曜日) 午前十時から正午まで

試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

受験願書の受付期間

Ξ

九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。) 平成二十三年九月一日 (木曜日) から同月三十日 (金曜日) まで (郵送の場合は

福祉部薬務課に提出すること。 最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県健康四 受験願書等の提出先

ڮ

なお、郵送する場合は、

封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ

五

提出書類

受験願書

た無帽、正面向き及び上半身像のもの) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

六 受験手数料

入証紙には、消印をしないこと。 一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収

七 合格者の発表等

を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成二十三年十二月十四日 (水曜日)とし、合格者の受験番号

知事に申し出ること。開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を、試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の

八 その他

〕 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉

	平月	成2.	3年	6	月2	4日	3	金曜	日		Ц	1					県	:		報		(定其	月)		ĝ	角 2	268	8 E	=	
" 井上 輝豊 防府市国衙二丁目一番三五号	"原田清人""一六九一	下松市赤谷土地改良区 理 事 中村 英隆 下松市大字下谷二〇〇五の二	土地改良区の名称の監事の別の氏名を住り、所の別のでは、		一 就任した役員	山口県知事 二 井 関 成	平成二十三年六月二十四日	改良区から次のとおり役員の日名及び住所の届出かありました。	文學ない。でのこの)を引うに名をが上げり聞きずる)にして、一世の世界のである。「「「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	上した色とに真り見言にり、	(一九三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出		特に配慮を求める事項はない。	概要	所在地 山口市維新公園五丁目二番一二号	名 称 アクロスプラザ山口	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	山口県知事 二 井 関 成	平成二十三年六月二十四日	労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。	当該意見は、平成二十三年六月二十四日から同年七月二十五日までの間、山口県商工	市から意見を聴きました。	עי	大規莫い売店浦立也去(平成十丰去聿第九十一号)第八条第一頁の現定こより、 平成一大規模い売店浦立也去(平成十丰去聿第九十一号)第八条第一頁の現定こより、 平成	(一九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取		話〇八三-九三三-三〇一八)にすること。	□ この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課 (電	トル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。	と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (縦三十三センチメー	部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」
"	X	小野田市後潟土地改良	"	"	"	"	"	"	"	下松市赤谷土地改良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	11	, ,,	,	"	"	"	"	"	"	"	II.		"	区小野田市後潟土地改良	"	"	"	"	"
"		理	"	監	"	"	"	"	"	理	監理 事事		"	, ,	,	監	"	"	"	"	"	"	"		"	理	"	監	"	"	"
		事		事						事	の別					事										事		事			
大田		西岡	内 冨	中 村	西川	田 村	田中	井上	原田	中 村	氏		村山			長谷川雄三	福 間	林	作花			大田	岡	-	中 村	西岡	内 冨	中 村	中村	田 村	田中
雅彦	Ē	文雄	久代	勝則	達次	泰彦	宏幸	輝豊	清人	英 隆	名		清光	5 信		雄三	武勝	光一	喜之	忠男	満晴	焦志	勝治	j	和 良	文 雄	久代	勝則	嘉信	泰彦	宏幸
"		山陽小野田市大字西高泊二五〇八	"	"	"	// 大字	下松市大字	防府市国衙	"	下松市大字下谷二〇〇五の二	住		"	, ,	, <u>-</u>	_ "	"	"	— <i>"</i>	"	"	"	— "	_	_	山陽小野田市大字西高泊二五〇八	"	"	"	// 大字	下松市大字+
"		中大字西高沪	一九二六	一七八八	一九四一の三	大字下谷一七〇七の一	ト松市大字末武下五〇七の一二	防府市国衙二丁目一番三五号	一六九一	-谷二〇〇#			"	, ,	,	"	"	"	"	"	"	"	11		"	中大字西高泊	一九二六	一七八八	一九四七	大字下谷一七〇七の	下松市大字末武下五〇七の一二
二 九 九	Ī	四五0八	^	/\	<u>Ø</u>	רטו	בסוו	三五号	_	五 の 二	所		=======================================			二四〇五の		三四五	七三三の	三三〇九	三三七八	二四九八	二 元 六 三 の	- - - - - -	二九六七の	型五〇八	<i>^</i>	/\	L	יסו	ם

寍

事

長谷川雄三

"

묵 中村 川空 福間 益永 畄 武勝 満晴 忠男 喜之 勝治 和良 光 " // 11 11 " 三三七八 三四五 三三〇九 一九六七の 一七三三の 四六三の

" 西岡 恒美 信之

四八七 一四〇五の

(一九四) 県営長門地区中山間地域総合整備事業 (黄幡換地区) の換地処分

県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る黄幡換地区の換地処分を次のとおり 行いました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十三年六月二十四日

П

山口県知事 = 井 関

成

3

換地処分の年月日

平成二十三年六月十五日

Щ

計画のとおり 換地処分の内容 県営長門地区中山間地域総合整備事業 (黄幡換地区) 換地計画書に記載された換地

(一九五) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (以下「計画」とい う。) を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七項

の計画を次のとおり公表します

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 井 関 成

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

基本理念

- 展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、 においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。 に利用していくことが必要である。 我が国周辺水域における海洋生物資源は、 低水準、 減少傾向にあり、 今後とも水産業の発 本県海域 合理的
- 2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資 知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関 係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するととも 源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的 より、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。 に、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることに
- 漁獲量及び漁獲努力量の管理
- な管理措置を講じる。 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一 適切
- について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量
- な指導及び監督を行う。 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、 漁業者等に対し、 必要
- 資源回復計画の推進

をはじめ、 作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める 緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、 資源の積極的な培養、 漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を 漁獲努力量の削減

第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する

画に基づき、数量を変更することがある。 し、まあじについては、 二年及び平成二十三年の管理の対象となる期間及び数量は、 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十 、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、 次のとおりである。 国の基本計

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら

せることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加さ

源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項三(第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資

本計画に基づき、数量を変更することがある。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基二年及び平成二十三年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

Щ

П

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

られる漁業については、明示しないこととする。響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認めまた、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影

まあじ	٥	<u>ζ</u>
じ	5	ì
中型まき網漁業	Ŧ	¥
漁業	ji	Ħ
	σ	D
	利	
	类	頁
四、八〇〇トン	平成二十二年	数
四、八〇〇トン	平成二十三年	量

第 一 重 =				
锺寺定毎羊主勿資原印事管里量こ関し実施すべき施策こ関	定置漁業」という。) 定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型	すくい網漁業	敷網漁業	小型まき網漁業
すべき施策こ関	若干	若干	若干	若干

若 若 若 干 干

若干

第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

一まあじ

ため、当該漁業者間の話合いを進める。 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進する

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、

まいわし

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努

』 まさば及びごまさば

資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努

するめいか

させることなく、

漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四)

るように努める。ら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となが大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しなが

る事質・第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関す

五

る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。二十二年及び平成二十三年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

Щ

П

一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一平成二十三年九月	月 				
一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一平成二十二年九月				網漁業	2
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十三年六月	び 伊 予 灘	・まながつお流さし	い・まなが	さわら・たい	
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十二年六月					
量(隻日)	期間	海域	種類	<i>の</i>	採捕	分分
海域別又は期間別の量は、漁獲努力可能量に係る平成	のとおりとする。十二年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、十二年及び平成二十三年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成資源の持持の利業院、済地区では興奮を	採捕の種類別で	次のとおりとする。 「二十二年及び平成二十三年の量について、本県に定められた第二種特定海洋生物溶料資料の	十三年種の特別	次のとおりとする。 本県に定められた第一本県に定められた第一	次のとおりとする。本県に定められ、本県に定められる。
第二種特定海洋生	くい	心を見る。	資原)采捕り重頂川、 再或川てよ用引川り畳に掲げる拝頂第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量につ	が資源の	第2年 12 日本 1	別覧 二種特
一一、六八五	十日まで一日から同年二月	月 	- 利 消 は 同	三 約 第 三	る。消滅の	LI
一一、六八五	十日まで一日から同年二月平成二十二年一月		重魚巻&グF桑烏三重魚巻ニ艮小型機船底びき網漁業(手繰第二	手を 操網 第漁	重小 魚巻 大型機 船底、	
一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一平成二十三年九月	湃 戸 戸 注				
一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一平成二十二年九月	_		消	されら汐熱淡美	₹ 1
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十三年六月	济 户 注			YOO CORE	
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十二年六月					
量(隻日)	期間	海域	種類	<i>の</i>	採捕	区分

中日まで 一日から同年二月 一日から同年二月 一一、六八五

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

七

事に報告されるような体制の整備を進める。

るとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知

その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

調査及び研究の充実強化を更に進める。 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状

(一九六) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二 井

関

成

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名下松市瑞穂町三丁目

合田 智晴 下松市瑞穂町二丁目一六番一六号

合田 康雄 下松市瑞穂町四丁目七番二一号

山口県公安委員会告示第三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

	とする。
9更に三百円を減ずるもの4十円を、三及び四に掲げ	る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるもの目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ
2一及び二に掲げる審査細――――――――――――――――――――――――――――――――――――	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細 備 考
二千円	六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
二千五十円	五 技能検定の実施に関する知識
二千百五十円	四 自動車教習所に関する法令についての知識
二千百五十円	三 教則の内容となっている事項
二千二百五十円	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
千三百五十円	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能

八 その他

山口県警察本部運転免許課

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

山口県公安委員会告示第三十二号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十三年六月二十四日

Щ 県 公 安 委 員

会

審査の種類

消

教習指導員審查(普通)

審査の日時及び場所

細

目

減

ず

る

額

九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十三年七月二十七日 (水曜日)及び同月二十八日 (木曜日)の午前 に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

Щ П 県

公 安

委 員

会

- 屠覧申青書の受付用引みが寺引□ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター

ら午後五時十五分まで平成二十三年七月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分か三(審査申請書の受付期間及び時間)

山口市小郡下郷三五四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五提出書類

⑸ 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 □ 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、□ 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請並

六

運転免許証の提示

ること。を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する正と。

七 審査手数料

には、消印をしないこと。とれる者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じされる者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ一万二千百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

千二百五十円				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		五
千二百五十円)運転に関する知識	リその他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		四
千二百五十円				能	学科教習に必要な教習の技能		Ξ
千三百五十円				能	技能教習に必要な教習の技能	技	=
四千百円				動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教	_
る額	₫	減	目	細	査	審	

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千二百円

備考

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

−二九○○)にすること。 −二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

審査の種類

教習指導員審査 (大自二) 及び教習指導員審査 (普自二)

審査の日時及び場所

九時から午後五時十五分まで日時、平成二十三年七月二十七日(水曜日)及び同月二十八日(木曜日)の午前

〕場所(山口市小郡下郷三五六〇の二)山口県総合交通センター

ら午後五時十五分まで 平成二十三年七月四日 (月曜日)から同月八日 (金曜日)までの午前八時三十分か

四審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

〉 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面、規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

審査申請書の提出へ運転免許証の提示

らいい。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する運転の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

しないこと。する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をする山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる審査細目についての審査を免除される九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

							考	備
千百五十円	千百				育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	教習指	六
五十円	千二百五十円				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	自動声	五
五十円円	千二百五十円			転に関する知識	項その他自動車の運	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	教則の	四
五 十 円	千二百五十円				能	学科教習に必要な教習の技能	学科教	Ξ
千三百円	 <u>手</u>				能	技能教習に必要な教習の技能	技能教	=
五十円円	千三百五十円				動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教習指	_
額	る	<i>ਰੋ</i>	減	目	細	查	審	

する。

П

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと

Щ

八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- −二九○○)にすること。 ゛この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

一審査の種類

教習指導員審査へ な

教習指導員審查 (普通二種)

- 一審査の日時及び場所
- □ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター □ 日時 平成二十三年七月二十七日 (水曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- 三審査申請書の受付期間及び時間

ら午後五時十五分まで 平成二十三年七月四日 (月曜日) から同月八日 (金曜日) までの午前八時三十分か

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 審査申請書の提出時.運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する産類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

=	_	_	
てのがいての知識は	技能教系	教習指導	審
の知識が知ります。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
車運転代行業に関す		卑の運転技能	細
る法令につい			目
			減
_			ਰਾਁ
千七百		四千	る
一千七百五十円	二 千 円	四千八百円	額

のとする。

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるも

普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査

その他

-) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 〕 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

指示の内容

山口県日本海海区漁業調整委員会告示第二号

おり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のと

平成二十三年六月二十四日

山口県日本海海区漁業調整委員会

長 田 中

傳

目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろ 錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を 次のA、B、C、 D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、

置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点 北緯三五度○三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点 (日本測地系による位

В 置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点、 北緯三五度○三分一一秒東経一三一度○○分五一秒の点 (日本測地系による位

C 置にあっては、 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点 (日本測地系による位 北緯三四度五四分○○秒東経一三一度○一分○○秒の点)

Щ

П

県

まきえづり等」という。)は、禁止する。

D 置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点、 北緯三四度五四分 | 一秒東経 | 三一度 | 三分五一秒の点 (日本測地系による位

げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員 を使用して行う場合に限り、 ()にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲 (以下「委員会」という。 これを行うことができる)の承認を受けた船舶 (以下「承認船舶」という。

a	
系による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	海域
	期
	間

分〇〇秒の点)

系による位置にあっては、北緯三五度○○分三○秒東経一三一度○九 分五〇秒の点 北緯三五度○○分四一秒東経一三一度○九分四一秒の点 (日本測地

系による位置にあっては、 分〇〇秒の点 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点 (日本測地

分一〇秒の点 系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六 北緯三五度○○分四一秒東経一三一度○六分○一秒の点 (日本測地

次のe、f、g、 h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域

系による位置にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七 分〇〇秒の点

分五〇秒の点) 系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点 (日本測地

g 系による位置にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七 分〇〇秒の点) 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点 (日本測地

h 系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五 分一〇秒の点) 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度○五分○一秒の点 (日本測地

北緯三五度○○分○一秒東経一三一度○六分五一秒の点 (日本測地 北緯三四度五九分○○秒東経一三一度○八 平成二十三年 年一月三十一 九月十六日か 平成二十三年 同年九月十五 七月一日から 日まで ら平成二十四 日まで

ばならない。 □の承認 (以下「委員会承認」という。)の申請は、 次に掲げる者が行わなけれ

「使用船舶」という。) を所有し、又は使用する漁業者 漁業のために行う場合にあっては、まぐろまきえづり等に使用する船舶 (以 下

2 遊漁船業者 遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、 又は使用する

遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。 成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規 書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構 第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、 期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法 (昭和四十九年法律 使用船舶は、①の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる 八里ケ瀬漁場利用協定

亚亚 _	平成23年 6 月24日	金曜日	Щ	П	県	報	(定期)	第 2268 号
平成二十三年六月二十四日発行 一一発 行 人 一山 口 県 知事中成二十三年六月二十四日印刷 一発 行 所 一山 口 県 广							平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日まで二、指示の有効期間	る し る 祕 抱 も \